

倫理規程

(総則)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金（以下「当法人」という。）の行動基準を定める。

(目的)

第2条 本規程は、当法人の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

(基本的人権の尊重)

第3条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第4条 当法人はその設立目的に従い、地球と未来の共生を目指した持続可能な社会の実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会の期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第5条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第6条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、諸規程・内規を遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利用の禁止)

第7条 当法人の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 当法人の役職員は、職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、当法人が定める所定の手続きに従わなければならぬ。

- 2 当法人は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
- 3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させ、その内容を確認し必要な措置を講じるものとする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第9条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る行動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄付者をはじめとする社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報等の保護・管理)

第11条 当法人は、業務上知り得た個人情報等の各種情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

- 2 業務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理（貸与しているパソコン等の管理を含む）、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えいを行わない。
- 3 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意なしに第三者への情報提供は行わない。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第12条 当法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

(規程遵守の確保)

第13条 当法人は、必要あるときには、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議決による。

付 則 本規程は、2020年8月13日から施行する。